

志 監 委 第 4 4 号  
令和3年11月19日

志賀町長 小泉 勝 様

志賀町監査委員 野崎 豊昭  
同 越後 敏明

令和3年度定期監査（後期分）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりこの結果を報告します。

志監委第44号の2  
令和3年11月19日

志賀町議会議長 南 正紀 様

志賀町監査委員 野崎 豊昭  
同 越後 敏明

令和3年度定期監査（後期分）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりこの結果を報告します。

## 令和3年度定期監査（後期分）結果報告書

### 1 監査の実施期間

令和3年11月2日（火）

### 2 監査の対象

住民課（一般会計、国民健康保健特別会計、後期高齢者医療特別会計）

### 3 監査の範囲

令和3年度に執行される財務に関する事務及び経営に係る事業の管理（ただし、必要に応じて前年度の事務を含む）。

### 4 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務及びこれに関連する事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、組織及び運営の合理化が図られているか等を主眼として実施することとし、提出された関係書類の審査・点検を実施するとともに、事業の抽出により関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 5 提出された調査書類

- ① 事務事業に関する調書
- ② 委託業務に関する調書
- ③ 工事に関する調書
- ④ 備品に関する調書
- ⑤ 補助金・負担金・交付金に関する調書
- ⑥ 町有財産に関する調書
- ⑦ 借受財産に関する調書
- ⑧ 貸付財産に関する調書
- ⑨ 懸案事項及び特に苦心する業務

### 6 監査結果及び所見

監査の結果、財務に関する事務及びこれに関連する事務の執行については、適正に執行されていると認められたが、一部の事業において、検討を要する事項が見受けられたので、以下のとおり意見、要望を述べる。

#### <意見要望>

##### 一般会計について

公立保育園の統廃合による保育園職員の適正管理や放課後児童クラブにおける支援員の不足が懸念される。会計年度任用職員を含めた職員の適正管理、保育・学童保育事業の持続的な運営に努められたい。

貸付財産の旧保育園では、老朽化による今後の管理が懸念されるので、貸付先の意向をくみ取りながら管理運営に努められたい。

### 国民健康保険特別会計について

県内の保険料（税）水準を将来的に統一化することが検討されていることから、継続的に保険事業が実施できるよう財政計画と今後の運営方針の策定に努められたい。